

2016年9月16日

水産政策審議会企画部会
部会長 馬場 治 殿

水産政策審議会第63回企画部会への意見提出について

委員 大森 敏 弘

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、第63回企画部会開催にあたりまして、理事会と重なったため、恐縮ながら欠席いたしますが、書面にて意見を提出させていただきますので、よろしくお取りはからいいただきますようお願い申し上げます。

全体

- 各漁業の将来方向を一度の協議で方向付けるのは拙速ではないか。それぞれについて、水産庁として個別に時間をかけて方向性を議論すべきと考える。

2ページ

- 漁獲量のグラフは、極端に減少を表現しすぎではないか。近年減少はしているが、長期的な観点から、養殖業を含めた沿岸漁業の生産は比較的安定した推移である。これは、沿岸漁業は多種多様な漁法・魚種であり、資源動向や来遊状況等に応じ臨機応変に漁法や魚種を切り替えることが可能である沿岸漁業の特長を現しているもの。こういった特長が適切に伝わるよう表現ぶりを検討いただきたい。
- 「大規模な関連産業の集積にはつながらず」という表現を削除してほしい。沿岸漁業にも規模の大小があり、ことさらに沿岸漁業が零細であることを強調する必要はない。
- 沿岸漁業の現状の捉え方に、水産基本法にも盛り込まれている国境監視機能等の多面的機能の存在が抜けている。沿岸漁業の機能を十分に記述すべきである。

2～7ページ

- 2ページでは課題について何ら語られず、以降、単に浜プラン、広域浜プランの紹介を羅列し、その実践につなげるのは、現状と課題認識が不十分ではないか。沿岸漁業として、なぜ浜プラン・広域浜プランの実践に取り組んでいるのか、その背

景となる現状と課題を明らかにした上で、浜毎の特徴を生かした構造改革を目指すプロセスを記述すべき。

8 ページ

- 総じて、国が何をするか不明確な印象を受け、沿岸漁業の方向性は、広域浜プランさえやっていれば、良いようにみえてしまう。浜プラン・広域浜プランを策定・実践するのは漁協や漁業者であり、国はその改革の取組をしっかりと支援することを明記してほしい。
- 漁業経営面での方向性として、広域浜プランのもとで、中核的担い手による取組なり、漁協の役割発揮等、どのような戦略で広域浜プランに基づく構造改革を推進していくのかといった、より具体的な方向性が必要。
- また、漁村機能の維持では、海に囲まれた我が国として、漁業をすることでの監視機能としての国防面からの役割が重要であることを強調すべき。
- 世代交代の円滑化と低年齢層の自立が行われる循環型の生産構造を構築するための漁船リース事業など、引き続き必要な施策を実施していくことを盛り込んでほしい。

8、18、27、38 ページ

- 沿岸漁業・養殖業・沖合漁業・遠洋漁業全ての漁業に共通して、就業者・乗組員の確保が課題である。現在、就業者・乗組員確保のため、就業フェアへの参加、就業者確保育成事業の活用、海技免状の取得や技能講習会への参加、資格取得奨励金などの社内補助制度といったさまざまな対策を実施している。漁業全体の課題として、後継者対策を網羅して盛り込んでいただきたい。

13 ページ

- 平成24年の一斉更新では、VMSの設置は完全義務化になっていない。沖合漁業全体の義務化が必要であり、明確に記載してほしい。

31 ページ

- 内水面関係において、琵琶湖など閉鎖性水域における水質環境の保全、カワウ、外来魚対策なども重要。

36 ページ

- 輸出振興や、国民の安全・安心へのニーズ等に対応するため、国が積極的に関与した上で、養殖生産物・持続的養殖生産にかかる認証制度を推進すべき。

37 ページ

- 特に小規模養殖漁家の経営安定を図るためにも、養殖用配合飼料の高騰対策の拡充・強化および適切な実施が必要。

44ページ

- 対策の方向性の2つ目について、広域種においては、「引き続き」でなく、「強力に」推進とすべき。複数の県域をまたがって回遊する広域種については、単県での取組には限界がある。資源の維持・増大を図る栽培漁業において、特に広域種の種苗生産・放流は今以上に集中かつ大規模に実施すべきであり、これまでの延長線上ではなく、国によって強力に推進すべきである。

49ページ

- 遊漁と漁業の調整において、クロマグロなど国際的な資源管理に我が国全体で取り組んでいるような魚種は、遊漁へも、もっと強制力のある取り組み指導が不可欠。
- 対応の方向性に、遊漁者による「密漁防止」の観点を盛り込んでほしい。

以上